

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

家族の給与を経費にするには

Q：私は、個人で商売をしています。私の妻を従業員として給料を支払おうと思いますが経費となる限度があると聞きました。教えてください。

A：所得税法では、事業主が生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料は、原則として必要経費に算入できません。ただし、一定の条件のもとで、必要経費として認められることになっています。

(1) 事業主が青色申告者の場合

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、その事業に6か月を超える期間従事しているときは、次のうち最も少ない金額を経費とすることができます。

- ① 給与として支払った金額
- ② 青色事業専従者として税務署に届出た給与の金額
- ③ 仕事の内容、従事期間、事業所の規模同業者が支給している給与の相場からみて相当と認められる金額

(2) 事業者が白色申告者の場合

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が本年中に6月を超える期間働いた場合、1人につき次のいずれか少ない金額を必要経費にすることができます。

- ① 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円
- ② (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者+1)

